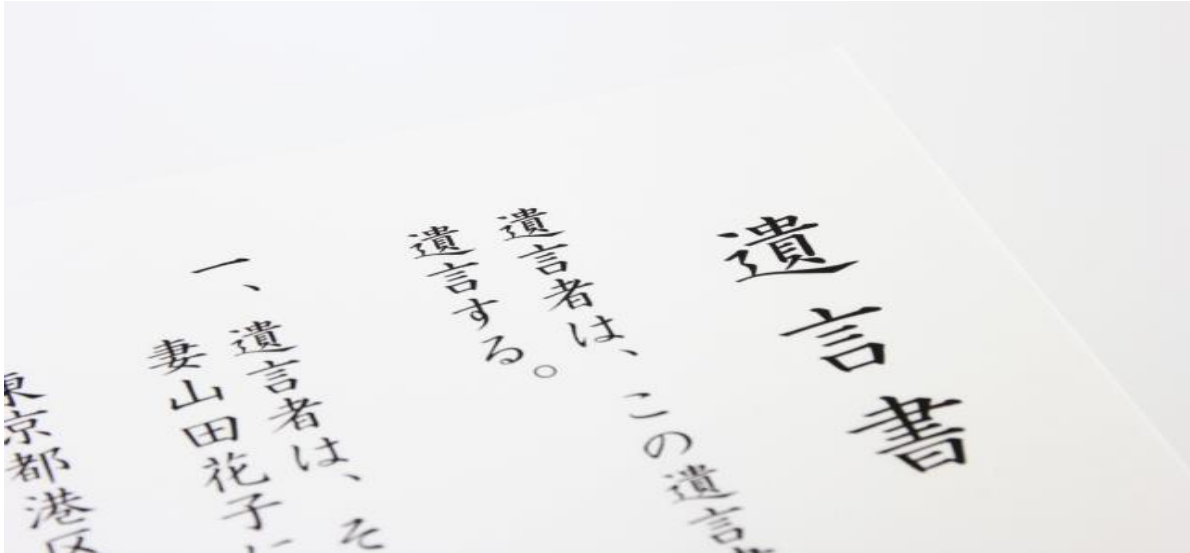


遺言書はどこにあるの～遺言書の探し方

ビレッジ開発の ニコニコ相続通信

2016年冬号



みなさん、こんにちは。

相続遺言専門 司法書士 の今井裕司です。

今回は、「遺言書の探し方」についてです。

➤ 相談内容

愛知太郎さんは、東京に住んでいる長男の一郎さんにすべての不動産を譲りたいと考え、岡崎市の公証役場で公正証書遺言を作成しました。

その遺言書の存在は、一郎さんだけではなく、妻の花子さんも二男の二郎さんも知っていました。その遺言を変更することもなく、太郎さんは亡くなります。残された家族は遺言を用いて不動産の名義変更をしようとしたところ、肝心の遺言書が見当たりません。

どうすればよいのでしょうか。

➤ 対応

太郎さんが残した遺言は公正証書遺言です。公証役場で作成した遺言であれば、作成時に太郎さんには遺言の正本と、謄本がそれぞれ1通ずつ渡されていたはずですが、この内1通を用いれば、遺言の内容通りに名義変更が可能でした。

しかし、今回の事例ではそのいずれも見つからない状態です。

このような場合、公正証書遺言であれば公証役場に原本が保管されているので、その原本を用いて手続きを行うことになります。

岡崎で作った遺言であっても、一郎さんが住んでいる東京の公証役場で遺言を探してもらうことができます。

➤ 探す方法

公正証書遺言については、公証人は、昭和64年1月1日以後、公正証書で遺言をされた方の氏名、生年月日、遺言公正証書作成年月日等（遺言の内容は含みません。）を、公証人連合会に報告し、連合会では、これらの情報をデータベース化して、全国の公証人が利用できるようにしています。

そのため、どこの公証人役場にでも、「遺言検索システム」による検索を依頼して、被相続人の遺言の有無を照会することができます。

なお、存否の照会請求・閲覧・謄本請求については、遺言者生前中は、遺言者本人しかできず、妻や子供等の家族でも請求はできません。

遺言者死亡後も、請求できるのは、法定相続人、受遺者・遺言執行者など利害関係人に限られています。

➤ 公正証書遺言の検索、照会の流れ

- (1) 除籍謄本等、被相続人が死亡したこと、及び照会者が相続人であることを証明する資料、および、免許証等の本人確認資料を準備します。
- (2) 準備した資料一式を公証人役場に持参して、遺言の検索、照会手続を依頼します。
- (3) 公証人が、被相続人の氏名や生年月日等の情報に基づいて、日本公証人連合会事務局に、公正証書遺言の有無、保管場所を照会します。
- (4) 依頼を受けた日本公証人連合会事務局が、遺言の検索を行い、その結果を公証人に対して回答します。
- (5) 公証人は、照会者に対し、公正証書遺言の有無とその保管場所となっている公証人役場を伝えます。

以上のとおり、公正証書遺言であれば、万が一、遺言書が所在不明になっても、問題なく探し出す事ができます。

逆に、自身で書いた自筆証書遺言では、紛失したり破棄されたら、どうにもできません。

こうした点も、公正証書遺言書が安心確実と言われる所以です。

株式会社ビレッジ開発

担当 下村太一郎・ 外山 稔 ・西 徹

TEL 0566-71-0300

FAX 0566-77-4059



文章作成者

刈谷駅前・相続相談室 相続専門司法書士

刈谷市相生町 2-29-2 K-front ビル 3階

司法書士あいち司法&相続 代表 今井裕司